

調布市議会及び議長の交際費の支出及び公表に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、議会及び議長の交際費の適正かつ公正な支出を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において「交際費」とは、議会又は議長が調布市議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際を行う際に特に必要と認める場合に、予算の範囲内で支出する経費をいう。

第3 支出範囲

交際費の支出は、その相手方や内容が相当であり、かつ、その金額が社会通念上妥当であると認められる範囲内で行うものとする。

第4 支出項目等

交際費の支出項目、基準額等は、別表第1に定めるところによる。

2 弔慰に係る交際費の対象となる者の範囲及び内容は、別表第2に定めるところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、議会又は議長が特に必要と認めた場合は、交際費を支出することができる。

第5 報告書の作成

議長は、月ごとの交際費の支出にあつては議会及び議長交際費支出報告書（第1号様式）を翌月の10日までに、年度ごとの交際費の支出にあつては議会及び議長交際費決算報告書（第2号様式）を当該年度終了後、速やかに作成するものとする。

第6 公表

議長は、第5の規定により作成した交際費支出報告書に基づき、速やかに交際費の支出の状況を公表するものとする。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

1 渉外・接遇的経費

支出項目	支出基準額	主な支出内容
渉外・接遇的経費	実支出額と2万円とのいずれか低い額	他の地方公共団体や公共的団体等との渉外又は接遇に要する経費

2 儀礼的経費

支出項目	支出基準額	主な支出内容
慶祝経費	実支出額と1万円とのいずれか低い額	お祝いに要する経費
弔慰経費	供花料にあつては実支出額、供花料以外の支出にあつては実支出額と1万円とのいずれか低い額	別表第2内容の欄に定めるものに要する経費
見舞い経費	実支出額と1万円とのいずれか低い額	病気、災害、事故等の見舞いに要する経費

3 会費的経費

支出項目	支出基準額	主な支出内容
公共的団体等が主催する行事等	会費その他の出席に要する費用として主催する団体が定めた額	総会、祝賀会、懇親会等の会費又は会費に相当する経費

別表第2（第4関係）

弔慰に係る交際費の対象の範囲及び内容

区分	続柄	内容
調布市議会議員	本人	供花、香典
	配偶者、実父母	供花、香典
	子	香典
調布市議会議員を退職した者	本人	供花、香典
	配偶者、実父母	香典
調布市の特別職の職員	本人	供花、香典
	配偶者、実父母	供花、香典
	子	香典

調布市の特別職の職員を退職した者	本人	供花、香典
	配偶者、実父母	香典
都議会議員（式典等に関する事務取扱基準（平成8年12月26日制定）第2第4号に該当する者に限る。以下同じ。）及び国会議員（式典等に関する事務取扱基準第2第2号又は第3号に該当する者に限る。以下同じ。）	本人	供花、香典
	配偶者、実父母	香典
都議会議員又は国会議員を退職した者	本人	供花、香典
	配偶者、実父母	香典
調布市政協力者の代表者等（各行政委員会委員長、消防団長等）	本人	供花、香典
	配偶者、実父母	香典
調布市政協力者（各行政委員、各種委員等）	本人	香典
調布市職員（管理職にある者に限る。）	本人	香典

年 月 日作成
 年度 月分

議会及び議長交際費支出報告書

番号	執行日	項目名	内 容	資金前途額	支 出 額	当月資金 前途残額	予算残額
				円	円	円	円
			当月分合計				
			年度累計				

議会及び議長交際費決算報告書

- 1 当初予算額 円
- 2 支出済額 円
- 3 予算残額 円
- 4 執行率 %
- 5 その他

区分	件数	金額	構成比
渉外・接遇的経費	件	円	%
儀礼的経費			
会費的経費			
その他の経費			
合計			